

令和5年5月16日

保護者の皆様

※新型コロナウイルス感染症の扱いが5/8より変更されたことに伴い、4月12日に配布した文書の改定版(赤字箇所)を配布します。裏面にはコロナ用の「感染症報告書」を印刷していますので、ご確認ください。

紀の川市立東貴志小学校  
校長 三浦 正嗣



## 学校感染症と出席停止について (お願い)

いつもお世話になり、ありがとうございます。

さて、お子様が下記の第二種・第三種感染症にかかった場合は、流行を防ぐために登校を避けていただくことが法律で定められています。その場合は、「欠席」ではなく「出席停止」という扱いになります。登校される際には、医師の診察を受け、医師の証明書が必要となりますので、医師に下記感染症と診断されましたら、学校までお知らせください。担当者から関係書類をお渡しします。

なお、診察及び証明書代につきましては保護者負担となりますので、ご理解ください。  
以上、どうぞよろしくお願いいたします。

### 《 第二種感染症 》 ※インフルエンザ・新型コロナウイルス以外は医師の証明書が必要

主な感染症疾患	出席停止期間の基準
1. インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ※インフルエンザについては、医師の証明書ではなく、保護者の方に記入していただく治療報告書の提出が必要。
2. 百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3. 麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
4. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
5. 風疹(三日はしか)	発疹がなくなるまで
6. 水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
7. 咽頭結膜熱	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
8. 結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
9. 髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
10. 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、軽快した後1日を経過するまで ※新型コロナウイルス感染症については、医師の証明書ではなく、保護者の方に記入していただく治療報告書の提出が必要。 ※軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

### 《 第三種感染症 》 ※出席停止期間の基準→医師が感染の恐れがないと認めるまで

1. 腸管出血性大腸菌感染症
2. 流行性角結膜炎
3. 急性出血性結膜炎
4. その他の感染症